平成２２年（フ）第１１３２号
兵庫県尼崎市武庫之荘９丁目20番３―105号
債務者　本庄　　亨
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１３３号
兵庫県尼崎市塚口本町１丁目20番５号、前住所兵庫県尼崎市塚口本町７丁目20番10号
債務者　本庄　知幸
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０１号
兵庫県西脇市西脇134番地
債務者　志摩　照代
1　決定年月日時　平成23年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第１０２号
兵庫県西脇市西脇134番地
債務者　志摩　好紀
1　決定年月日時　平成23年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第１２９号
兵庫県養父市口米地98番地８
債務者　内田　啓子
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第１３１号
兵庫県美方郡新温泉町福富766番地
債務者　稲葉三千代
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第６６３号
奈良市中登美ヶ丘１丁目4162番地の１　中登美団地Ｅ32―306号
債務者　前出　幸代
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６６９号
奈良市古市町1057―１、住民票上の住所奈良市東之阪町47番地
債務者　西山　俊男
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６９４号
奈良市七条１丁目15番12―２号
債務者　田上　　寛
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４３３号
香川県東かがわ市大谷224番地１
債務者　中村　吉希
1　決定年月日時　平成23年１月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４９０号
香川県高松市伏石町1549番地13、住民票上の住所香川県高松市由良町299番地14
債務者　松原　香織（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成23年１月４日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第７０６号
盛岡市南仙北１丁目13番40―108号
債務者　須藤　克夫
1　決定年月日時　平成23年１月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７３２号
岩手県奥州市水沢区字高網62番地５　メゾン・ド・ラヴィ102号室
債務者　佐々木和恵
1　決定年月日時　平成23年１月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７３３号
岩手県紫波郡紫波町犬吠森字沼田15番地４
債務者　阿部　　環
1　決定年月日時　平成23年１月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７３７号
盛岡市神子田町19番49号　メゾン中野Ⅰ―102号
債務者　小笠原アイ子
1　決定年月日時　平成23年１月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７３８号
盛岡市神子田町19番49号　メゾン中野Ⅰ―102号
債務者　小笠原　昭
1　決定年月日時　平成23年１月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７４８号
岩手県九戸郡九戸村大字小倉第７地割９番地６
債務者　櫻庭　峰子
1　決定年月日時　平成23年１月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部